

○松山市石手川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例

平成8年9月30日

条例第30号

(目的)

第1条 この条例は、本市の水道水源の水質の状況を踏まえ、将来にわたり安全で、おいしい水が確保できるように、行政、市民、事業者等が一体となって石手川流域に係る水道水源及びその集水地域の環境を保護し、水道水源の水質の保全に努め、これによって市民の生命と生活を守ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 水道水源 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第8項に規定する取水施設及び貯水施設の周辺の地域で、水道の原水の取入れに係る区域をいう。

(2) 水源保護区域 石手川流域に係る水道水源及びその集水地域で、第6条第1項の規定により指定された区域をいう。

(3) 生活排水 し尿、炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い排出される水をいう。

(4) 雑排水 し尿を除く生活排水をいう。

(5) 合併処理浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽をいう。

(6) 事業排水 事業活動に伴い排出される水をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、石手川流域に係る水道水源の水質の保全に関する施策を策定し、その実施に努めるものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等(市民及び旅行者その他の滞在者をいう。以下同じ。)は、石手川流域に係る水道水源の水質の保全に努めるとともに、市長が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動の実施に当たり、石手川流域に係る水道水源の水質の保全に十分配慮し、必要に応じて所要の措置を講ずるように努めるとともに、市長が実施する施策に協力しなければならない。

(水源保護区域の指定)

第6条 市長は、石手川流域に係る水道水源及びその集水地域において、水質を保全することが必要と認める地域を水源保護区域として指定することができる。

2 市長は、水源保護区域を指定しようとするときは、あらかじめ関係行政機関及び当該区域の住民の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の規定により、水源保護区域を指定したときは、その旨を直ちに告示するものとする。

4 前2項の規定は、水源保護区域の指定の解除又はその区域の変更について準用する。

(生活排水による水質汚濁防止施策の推進)

第7条 市長は、水源保護区域において、生活排水による水道水源の水質の汚濁の防止に必要な施策を計画的に推進するものとする。

(合併処理浄化槽等の設置)

第8条 市民等は、水源保護区域のうち下水道、農業集落排水施設等の集合排水処理施設が近い将来整備される見込みのある区域以外の区域(以下「下水道等未整備区域」という。)において、浄化槽を設置しようとするときは、合併処理浄化槽を設置するように努めなければならない。

2 市民等は、水源保護区域のうち下水道等未整備区域において、前項の規定により合併処理浄化槽を設置する場合を除き、簡易沈殿槽その他雑排水を処理する設備を設置するように努めなければならない。

(水切り器具の使用等)

第9条 市民等は、水源保護区域において、調理くず、食物残さ等をこし取るための器具の使用及び廃食油の適正な処理に努めなければならない。

(洗剤の適正使用)

第10条 市民等は、水源保護区域において洗剤を使用するときは、水道水源の水質に与える影響の少ないものを適正に使用するように努めなければならない。

(事業排水の処理)

第11条 事業者は、水源保護区域において事業排水を排出しようとするときは、法令に定められた基準を遵守し

、水道水源の水質の汚濁の低減に有効な設備により処理したうえで排出するように努めるとともに、可能な場合には、再生等の方法により当該事業排水を排出しないように努めなければならない。

(肥料又は農薬の適正使用)

第12条 市民等は、水源保護区域において肥料又は農薬を使用するときは、水道水源の水質に与える影響を考慮し、これらを適正に使用するように努めなければならない。

(家畜等のふん尿の適正処理)

第13条 市民等は、水源保護区域において家畜等の動物を飼育するときは、動物のふん尿が水道水源の水質を汚濁することのないよう、処理施設の設置、たい肥化による土壌還元等の方法により、その適正な処理に努めなければならない。

(行為の禁止)

第14条 市民等は、水源保護区域において、ごみの投棄等みだりに水道水源の水質の汚濁を招く行為をしてはならない。

(委員会第)

第15条 市長は、石手川流域に係る水道水源の水質の保全に関する施策を推進するため、松山市水道水源水質保全推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(水源水質保全推進員)

第16条 市長は、社会的信望があり、かつ、水道水源の水質の保全に熱意と識見を有する者のうちから、水源水質保全推進員を委嘱し、次に掲げる業務に当たらせることができる。

- (1) 石手川流域に係る水道水源の水質の保全に関する調査及び報告
- (2) 石手川流域に係る水道水源の水質の保全に関する施策の普及及び啓発

(関係機関等との連携等)

第17条 市長は、石手川流域に係る水道水源の水質を保全するため必要と認めるときは、関係地方公共団体と連携して必要な施策を講ずるほか、必要に応じて関係行政機関に協力の要請をするものとする。

(啓発活動)

第18条 市長は、あらゆる機会を通じて、石手川流域に係る水道水源の水質の保全に関する知識の普及、啓発及び意識の高揚に努めるものとする。

(助言又は指導)

第19条 市長は、前各条に定めるもののほか、水源保護区域において市民等及び事業者に対し、水道水源の水質を保全するために必要な助言又は指導を行うものとする。

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付則

この条例は、平成8年10月1日から施行する。